

原告第4準備書面

平成23年10月21日

頭書事件に関し、厚生労働省から平成23年10月5日付けで「フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書」（甲15、16）が出されたことを受け、平成23年8月26日付け「原告第3準備書面」に加えて、原告主張の補充を行う。

第1 原告の主張

1 厚生労働省の検証報告結果から明らかになった事実。

(1) 本件放送「摘示事実」の不真実性が、証明されている。

今般の厚生労働省の検証は、報告内容にも記載されているように、本件番組等のマスコミ報道を受けたものであり、正に、検証内容の殆どが、本件放送による指摘である。（甲15、2.3頁、①から⑤）

しかし、厚生労働省の現地調査の結果は、全て報道内容を否定するものであり、本件放送「摘示事実」の不真実性が明らかとなっている。主な内容は次の通りである。（甲15、7.8頁、①から⑤）

① ミンドロ島：一部報道では「100カ所以上の洞窟墓地から1千人以上の骨が

持ち出された形跡がある」とされていたが、大統領府先住民族に関する国家委員会（NCIP）によると、島の遺骨盗難による被害届は、10人98体分であり、事件の背後関係が不明で、NCIPは犯人の供述調書も作成していない。また、収集遺骨の「宣誓供述書」は各地区長等、自らが署名していた。ミンドロ島の戦没者数について、本件番組では「国内資料の推定では438人であり、3倍以上の遺骨が送還された」と報道されていたが、米国国立公文書館の資料によると同島の戦死者は706人であり、周辺の島々を含めると1,468人との記述がある。現在、同島及び周辺の島々での遺骨帰還実績数は、1,712柱である。

- ②（訴外事実の為、割愛）
- ③ イフガオ州ワンワン村：本件番組では「100体近くの遺骨が村周辺の墓から持ち去られた」と放送されていたが、NCIPによるとイフガオ州では盗難の被害届は出ておらず、また、ワンワン村村長によると盗骨被害は、4～5体である。
- ④ イフガオ州アバタン村：本件番組では「アバタン村村長が、遺骨の発見状況を確認することなく遺骨を提出した。」と放送されていたが、アバタン村では、盗難の被害届は出ておらず、村長によると、遺骨の発見場所等を確認の上、署名しているとのこと。
- ⑤ フィルメ氏の鑑定：本件番組では「フィルメ氏は、鑑定を行わず、全ては宣誓供述書が根拠である」と放送されていたが、同氏によると、遺骨の男女、子ども等の区別を行い、遺骨の選別をしているとのこと。

以上、いずれも本件番組上の「いい加減な宣誓供述書」「形ばかりの鑑定」「杜撰な遺骨収集の実態」の根拠となる重要な部分での摘示事実で、不真実性が明らかとなっている。

併せて、今般の検証結果では、盗骨事件と遺骨帰還事業とを関連付ける具体的な証言が確認されなかったこと、宣誓供述書の内容が虚偽であることは確認されなかったこと、及び、原告の事業受託以降、厚生労働省職員が立会いの下で現地鑑定人による遺骨の鑑定が行われており、かつ、全ての帰還遺骨に、旧日本兵であることを証明するフィリピン国立博物館の証明書が発行されていることが、明らかとなっており、これまでの原告の各々の主張が裏付けされている。（甲15、10頁、4-（1）（2）、甲16検証結果1.2.3）

尚、一方で、現地鑑定人、及び、厚生労働省の職員が、遺骨発見現場に出向き、発見者等に直接面会して状況確認をしていない事例があることが報告されているが、これらはそれぞれ、現地鑑定人の判断と厚生労働省内の問題であり、いずれも、原告の情報収集事業上の問題では無い。

(2) 厚生労働省の指示通りに、原告は活動していた。

厚生労働省の報告書には、遺骨帰還事業は「国の責務」であり、民間団体等の活動は、情報収集に関する厚生労働省への協力であることが明記されている。加えて、平成 18 年度から始められた情報収集事業の民間委託については、当初、訴外財団法人日本遺族会に全面委託されたが（結果が出ないため）、その後企画競争を導入、平成 21 年度から実施地区を分けて募集され、フィリピンについては原告が受託しているが、目的は情報収集強化のためであり、フィリピンを含むいずれの地域においても、遺骨帰還事業の主体は、厚生労働省であること、及び、フィリピン政府は、フィリピン国立博物館の鑑定人が旧日本兵の遺骨であることを証明した証明書が有る場合に遺骨の日本への送還を許可し、かつ、同方式が採用されて以降の帰還遺骨には、全て、フィリピン国立博物館の証明書が発行されていることが、記載されている。（甲 15、1 頁、5 頁イ・ウ、及び、甲 16、検証結果 3）

併せて、時系列的にも、平成 20 年 11 月（原告の事業受託の半年前）の政府遺骨収集派遣団から、宣誓供述書の採用や遺骨鑑定人の変更等、遺骨収集方法の改定が行われている点、及び、原告が情報収集事業の受託した平成 21 年 5 月以降については、遺骨の鑑定現場に厚生労働省の職員が立ち会っていたことも明記されている。（甲 15、5 頁イ、6 頁キ、及び、甲 16、検証結果 3）

以上のことから、原告の遺骨情報収集事業は、委託元である厚生労働省の承認、及び、監督・指導の下に行われていたものであり、かつ、遺骨帰還事業については、原告のこれまでの主張の通り、フィリピン政府承認の下、日本政府が行っているものであることが、明白である。

また、事業の見直しについても、関係国との調整を行いつつ厚生労働省が行っており、原告に何ら権限は無いことは明らかである。

(3) 本件放送における、原告名誉毀損の「摘示事実」の不真実性

今般の厚生労働省の検証報告書から明らかとなったそれぞれの事実から、本件放送における原告名誉毀損の各摘示事実の不真実（及び虚偽）部分は、あらためて下記の通りである。

04：ワンワン村での会合 「村の住民からは、盗まれた遺骨が原告に渡っているという非難の声が相次いだ」（原告と盗難遺骨との関連性を強調）

・検証報告→ 本件番組では「100体近くの遺骨が村周辺の墓から持ち去られた」と放送されていたが、NCIPによるとイフガオ州では盗難の被害届は出ておらず、また、ワンワン村村長によると、盗骨被害は、4～5体であるとのこと。（甲15、7頁③）

・検証報告→ NCIPや警察への調査などから、盗骨事件と事業とを関連付ける具体的な証言等は確認されなかった。（甲15、10頁4-（1）、及び、甲16、検証結果1）

06：アバタン村村長 「村長は、遺骨の発見状況等を確認することなく、宣誓供述書を一人で書いている。」

・検証報告→ アバタン村村長によると、宣誓供述書への村長の署名は、遺骨の発見場所等を確認の上、行っている。（甲15、8頁④）

07：フィルム学芸員 「彼の仕事は、集まった遺骨の数を数えることが中心だという。」「鑑定はしていません。」「全ては“宣誓供述書”が根拠です。」

・検証報告→ フィリピン国立博物館の学芸員（フィルム氏）は、宣誓供述書を確認した上で、遺骨の男女、子ども等を区別し、旧日本兵の遺骨を選別している。（甲15、8頁⑤）

08：まとめ、結論 「形ばかりの鑑定と、いい加減な宣誓供述書」「遺骨収集の杜撰な実態」

・検証報告→ 上述1-（1）の通り、本件番組上の「いい加減な宣誓供述書」「形ばかりの鑑定」「杜撰な遺骨収集の実態」の根拠となる重要な部分での摘示事実で、不真実性が明らかである。（甲15、7.8頁、①から⑤）
→ 盗難遺骨事件との関連は確認されなかった。宣誓供述書の内容が

虚偽であることは確認されなかった。鑑定人の鑑定は厚生労働省職員が立ち会いの下で行われ、フィリピン国立博物館の証明書が発行されている。

(甲 16、検証結果 1. 2. 3)

総合:「フィリピンで遺骨収集事業を進める空援隊」「国から全面委託されて活動」「委託を受けた空援隊は、それまでとは全く違う方法を取り入れた」「空援隊がいう宣誓供述書」「いわば民間に丸投げするという今のやり方」等、原告が遺骨収集事業の主体と受け取れるような形で、原告名を随所に放送し「原告の行う遺骨収集事業は、非常に杜撰なものである」「原告によって、フィリピン人の遺骨（盗難されたもの等）が大量に日本に送還されている。」と視聴者に誤解を与えた。

- ・ 検証報告→ 上述 1- (2) の通り、原告の遺骨情報収集事業は、委託元である厚生労働省の承認、及び、監督・指導の下に行われていたものであり、かつ、遺骨帰還事業については、フィリピン政府承認の下、日本政府が行っていたことが明白である。加えて、今回の検証結果では、盗難遺骨との関連性は認められず、遺骨の鑑定は厚生労働省職員が立ち会いの下で行われ、原告が事業受託後に日本に帰還した遺骨については、全てフィリピン国立博物館の証明書が発行されている。(甲 15、1 頁、5 頁イ・ウ、6 頁キ、及び、甲 16、検証結果 1. 2. 3)

2 厚生労働省の検証結果を受けたマスコミ報道について

(1) 被告のニュース報道

平成 23 年 10 月 5 日の厚生労働省の検証報告を受けて、被告は、当日の各ニュース番組で、トップニュースとして大きく取り上げ、ほぼ同内容のニュースを多数回放送していた。その中で、本件番組とは異なる（原告主張を部分的に認める）認識を示したところと、厚生労働省の検証報告の内容としながら、同報告書記載の事実とは全く異なった事実誤認の悪質な表現があったので、被告放送番組「ニュースウォッチ 9」を元に、以下に揚げる。

① 本訴における原告主張を認めている部分

ア. 「国の遺骨収集がずさんになっていた」「厚生労働省はこれまでの対応に問題が有ったことを認めています」等と表現し、かつ、原告の実名報道を差し控えるなど、遺骨帰還事業の主体が日本政府に有ることを視聴者に分かるように表現している。

イ. 遺骨の盗難事件と遺骨収集とを関連付ける具体的な証言が無かったことを認め、厚生労働省の見解をそのまま発表している。

ウ. 時系列的に、原告の事業受託以前から、厚生労働省が遺骨収集の方法を変更していたことを視聴者に分かるように表現している。

エ. 「フィリピン人のものとみられる遺骨が混入していた」「日本兵では無い遺骨が入っている可能性」等と表現し、遺骨混入を断定できないことを認め、あくまでも“可能性”である旨を概ね視聴者に分かるように表現している。

② 検証報告を恣意的に歪めている点

オ. 「厚生労働省は、平成 20 年から遺骨を判別する際に“発見した地元住民などの証言だけ”で日本兵の遺骨と認めている」と報道しているが、本件番組と同様に、視聴者に誤解を与える虚偽事実の放送である。

厚生労働省の検証報告では、従来の鑑定人と同様に、現在の鑑定人フィルメ氏も厚生労働省職員の立会いの下で、蓋然性の鑑定（遺留品の有無の確認や、目視で男女、子ども等の区別）を行っていることが記載されているが、それらを黙殺し、かつ、宣誓供述書（地区長の署名、公証人の印が有る）や、フィリピン国立博物館の証明書の意味を非常に軽んじた、重大な事実誤認、或いは、明らかに悪質な意図を持った放送表現である。

(2) 被告を含む、各メディア報道の誤り。

① 独り歩きしている「110 中の 54」という数字

厚生労働省が行った「ミトコンドリアDNA解析」の結果報告を受けて、被告が、被告のニュース番組（甲 17）中で、「現地に保管されている 110 の遺骨のうち、半数近くの 54 の遺骨は、フィリピン人に多く見られるDNAの型だった」と報道し、同様に各メディアともに「110 中の 54」という数を大

きく取り上げているが、これをそのまま、現状の遺骨収集事業の実態と結び付けて考えるのは、実に早計である。というのも、検証報告書に記載されている通り、

- ・ 今般の「紫外線光照射による蛍光反射検査」及び「ミトコンドリアDNA解析」は、遺骨の鑑定方法の調査のために行われており、そもそも、既に帰還した遺骨の真偽を判断することを目的としていないこと
- ・ 検証に用いられた遺骨は、鑑定人の鑑定前の遺骨であり、作為的に、DNA抽出が比較的容易と思われるものを110検体選別していること
- ・ ミトコンドリアDNA鑑定は、まだ不確定要素が多く、結果は可能性の範疇であること。
- ・ フィリピン人に多く見られるとされた54個体の内、13個体は日本人の可能性もあること。
- ・ 一時保管施設に保管されていた遺骨(a)と、マニラ警察が押収していた遺骨(b)とは、法人類学的検査から、明らかに内容状態が違っていること。
 - (a) は、全体的に比較的古い骨であり、女性や子どもと思われるもの、骨質が頑強なものは、少数しか含まれていなかった。
 - (b) は、まず事前にマニラ警察が、獣骨を排除して白布に詰め直したもので押収されたままの状態では無かったこと。かつ、全体的に骨質が頑強なもので、女性や子どもと思われる骨も相当数含まれており、比較的新しいと思われるものも含まれていた。

である。(甲15、8-10頁)

よって、「110中の54」という数は、あくまでも遺骨の鑑定方法の調査を目的とした検証結果から出て来たものであり、現時点では、可能性以上でも以下でもない判断するのが妥当である。

しかるに、一部マスコミに見られるような、あたかもフィリピン人の遺骨が大量に混入していたかのような結論付けに結ぶ報道は、実に早計であり、報告書内容の理解能力に乏しいか、或いは、作為的な思惑の入った偏向報道である。

② 現場取材を行わないで安易に報道する体質

一連の遺骨混入疑惑を大きく報道しているマスコミは、被告も含め、いずれも、原告の遺骨収集の現場を一度も取材したことが無い。

加えて、盗骨件数に関する報道についても、ミンドロ島では被害届出数の10倍、ワンワン村では20ないし25倍と、厚生労働省の報告書の内容と数が大きく食い違っており、今般の検証報告は、奇しくも、内容を精査せず不正確なまま事実をセンセーショナルに取り上げ、視聴者に誤解を与えるような報道を常態化させているマスコミ体質の一端を浮き彫りにさせているようである。

被告が、原告の名誉を著しく毀損した本件番組を放送した根底原因も同じところに有るのかも知れない。

3 まとめ

被告自身もその後のニュース番組において本件放送と異なる見解を示し、本件番組の事実誤認を認めている部分が存在している点はもとより、厚生労働省の検証結果から、本件番組「摘示事実」の不真実性が明らかとなっている。

よって、権利の侵害を受けた本人から請求が有り、放送した事項が真実でないことが判明したのであるから、被告は放送法に法り、摘示事実の該当事項について、即刻、「謝罪・訂正放送」をすべきであるが、しかし、未だに被告は、謝罪・訂正放送を自主的に行っていないばかりか、本訴において争いの姿勢を崩しておらず、本件番組の真実性の検証に真摯に対応しているとは言い難く、放送の真実及び自律が保障されていないことが明白である。

第2 結論

上述の通り、本件放送における原告名誉毀損の各摘示事実は、真実性を有していないから、違法性阻却事由に該当せず、被告には、不法行為による損害賠償義務、及び、訂正・謝罪放送の義務が存在することは、明白である。

しかし、被告は、原告の請求に真摯に対応せず、公共放送としての責務を果たそうとしていない。

よって、原告は、被告に対し、「民法」及び「放送法」に基づき、請求の趣旨記載のとおり「訂正放送」および「謝罪放送」、並びにHP上の「訂正・謝罪文の掲載」を求める。

以上